

自筆証書遺言書保管制度 のご案内

2020年7月10日から、法務局で自筆証書遺言書を保管する制度が始まりました。

現状

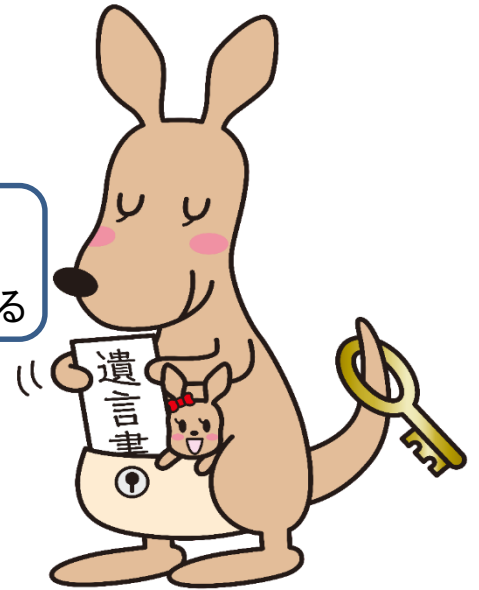
自筆証書遺言書は自宅で保管

問題点

- ・遺言書が紛失・亡失するおそれ
- ・相続人により廃棄、隠匿、改ざんされるおそれがある
- ・これらの問題により相続をめぐる紛争が生じるおそれがある

【法務局で保管する利点・効果】

- ・全国一律のサービスを提供できる
- ・プライバシーを確保できる
- ・遺言書の紛失や隠匿等の防止
- ・遺言書の存在の把握が容易



保管の申請に必要なもの

- 自筆証書遺言に係る遺言書
- 申請書（法務局窓口や法務省ホームページからダウンロードできます）
- 添付書類（本籍地・筆頭者の記載のある住民票等で作成後3か月以内のもの）
- 本人確認書類
（マイナンバーカード
・運転免許証等）
- 手数料（収入印紙）
3,900円

- 手続には必ず遺言者本人が法務局にお越しくください。
- 自筆証書遺言の方式について外形的な確認を行います。
- 遺言の内容についての相談はお受けできません。
- 遺言者は預けた遺言書の閲覧や保管の申請の撤回をすることができます。

➤ **本制度に係る全ての手続には予約が必要です。**

1 法務局手続案内予約サービスの専用HPにおける予約（24時間365日可）

<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>

2 法務局（遺言書保管所）への電話による予約又は窓口における予約

手続を行う予定の各法務局（遺言書保管所）に、いずれかの方法でお申込みください（裏面を御覧ください。）。

熊本地方法務局

遺言者が亡くなられた後の手続

相続人等は、遺言書の内容の証明書の請求や遺言書の閲覧をすることができます。



相続人等が遺言書情報証明書の交付を受けた場合又は遺言書の閲覧をした場合

遺言書が法務局において保管されていることを、その他の相続人等に通知します。



➤ 法務局において保管されている遺言書については、家庭裁判所での検認が不要となります。

問合せ先

法務局における自筆証書遺言書保管制度について

法務省HP http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html



官署	管轄区域	電話番号
熊本地方法務局 供託課	熊本市，上益城郡	096-364-2145
宇土支局	宇土市，宇城市，下益城郡	0964-22-0320
玉名支局	荒尾市，玉名市，玉名郡	0968-72-2347
山鹿支局	山鹿市	0968-44-2411
阿蘇大津支局	菊池市，阿蘇市，合志市， 菊池郡，阿蘇郡	096-293-2272
八代支局	八代市，水俣市，八代郡， 葦北郡	0965-32-2654
人吉支局	人吉市，球磨郡	0966-22-3393
天草支局	上天草市，天草市，天草郡	0969-22-2467

保管の申請ができる法務局は、遺言者の住所地、本籍地、遺言者が所有する不動産の所在地のいずれかを管轄する法務局となります。

詳しくは、お近くの法務局へお問い合わせください。